

町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用に関する方針（案）

1 目的

この方針は、町田市の歴史資料の収集・保存管理・活用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

収集・保存管理・活用する歴史資料は、以下のものとする。

(1) 現町田市域の歴史のあり様を特徴的に伝える以下の資料

ア 文献資料（中世・近世・近現代の古文書等）

イ 図像資料（写真・絵画・地図等）

ウ 映像・音声資料（映画・録画・録音されたもの等）

エ その他物品等

(2) 自由民権運動に関する資料

3 資料の分類

個々人や家族・諸団体等の集合体の営みとして資料が残されるに至った経緯を重視し、一群として保管することが重要であるため、原則資料群単位の保管とする。

(文書群の例) 「〇〇町・〇〇〇〇家文書」 「〇〇〇〇氏寄贈史料」
「〇〇〇〇関係史料」 「〇〇〇〇文庫」

4 資料の保存・管理

収集した資料については、保存に適した温湿度管理、虫菌害・酸化への対策を講じて、可能な限り望ましい保管環境を整える。また、資料所蔵者に対しても望ましい保管環境を整えられるよう助言し、資料の劣化、散逸の防止に努める。

5 資料の活用

保存管理する資料は、市域の歴史・自由民権運動を伝えるため積極的に活用する。

(1) 整理・目録の作成により、閲覧利用を可能にし、研究・学習に供する。

(2) 展示・講座等の普及事業の場で積極的に活用する。

(3) デジタルミュージアムやアーカイブを作成し、公開する。

(4) 翻刻による資料紹介や史料集等の刊行により、研究・学習に供する。

(5) 史料整理・解説等をおこなう市民ボランティアや、市域の歴史や自由民権運動を調査する研究者との提携・協働により、(1)～(3)をはじめとする自由民権資料館の活動を活発化する。